

アトリエ訪問看護ステーション 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社MEDICAL COMMONSが開設する「アトリエ訪問看護ステーション」（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要と認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業運営の透明性確保のため、事業計画や財務内容については利用者や家族、一般に対していつでも開示できる状態とする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 アトリエ訪問看護ステーション
- ② 所在地 福井県福井市高木中央1丁目3501-1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤職員）

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

（2）看護職員等

看護師 2.5名以上（常勤専従1名以上）

理学療法士等（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士） 1名以上

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日まで及び祝日とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容）

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症利用者の看護

- ⑧ 精神・神経疾患利用者の看護
- ⑨ 療養生活や介護方法の指導
- ⑩ カテーテル等の管理
- ⑪ その他医師の指示による医療処置
- ⑫ グループホームとの連携
- ⑬ 医療的ケア児の看護
- ⑭ 重度心身障がい児の看護

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 キャンセル料について、利用者の私事によりサービスの提供ができない場合、利用者負担額2,000円を徴収する。ただし、利用者様の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とする。

3 次条の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、訪問毎に往復500円を実費徴収する。

4 死後の処置料は15,000円とする。

5 前三項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、福井市全域(殿下、越廬を除く)、坂井市全域、永平寺町とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 事業所は、利用者、利用者の家族等に対して、サービスの内容及び手続き等重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用者又は代理人の同意を得る。

(緊急時等における対応)

第10条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待防止及び身体拘束防止のための措置に関する事項)

第11条 利用者の人権の擁護、虐待防止、身体拘束防止等のため、責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、責任者は管理者とする。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を採用時に1回、継続研修を年に1回実施する。

(事故発生時の対応)

第12条 看護職員等は、利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(ハラスメントへの対応)

第13条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続化計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第15条 事業者は事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為に、対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について看護職員等に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、看護職員等に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（記録の整備）

第16条 事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

（その他運営についての留意事項）

第17条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社MEDICAL COMMONSとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

令和8年5月1日改定